

こども誰でも通園制度の ご案内

令和8年
4月から実施!

こども誰でも通園制度でできること

園の活動や、保育士との活動を子どもに体験させることで、社会性が育ち、お子様の成長を促します。

子どもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。

子どもと離れて自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減へつなげます。

対象となるこども



- 次の①～③すべてに該当するこども
- ①利用申請日時点及び利用日時点で神河町内にお住まいの方
 - ②利用日時点で0歳6ヵ月から3歳の誕生日を過ぎた年度末まで
 - ③保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していないこと

利用料金



- ◎こども一人につき…300円/時間
- ◎減免制度があります。
 - ①生活保護受給中の場合…無料
 - ②住民税所得割額 77,101円未満の場合…100円
- ◎実費負担分が発生する場合があります。事前に各施設にお問い合わせください。

利用可能時間



- ◎こども1人につき、月10時間まで
- ◎1時間単位で利用可能
- ◎利用時間の翌月繰越はできません。

申し込みのシステム入力のことや認定のこと、分からないことがありましたら、サポートいたしますので、教育課へお問い合わせください。



【事業全般に関する問い合わせ先】

神河町役場 教育課 学校教育係
TEL:0790-34-0212(直通)

mail:kyouiku@town.kamikawa.hyogo.jp

【利用に関する問い合わせ先】

各利用施設に直接お問い合わせください。



利用認定の申請

保育所等に在籍していないことの確認や、利用料の減免を決定するため、**毎月10日**までに利用認定の申請が必要です。

右の二次元コードから申請するか、教育課へ申請書を提出してください。
 ※申請完了後、メールにて「こども誰でも通園制度総合システム（以下、システム）」の「ログインID」を送信します。ログインすると「認定証」の確認ができます。（認定証の郵送もします。）

利用認定申請
はこちら



利用の予約

システムを利用し、以下の①～③の順で利用の予約を行ってください。

- ①保護者自身でアカウント情報や、こどもの情報を登録してください。
- ②利用希望施設の初回面談を予約し、面談を実施してください。
- ③初回面談終了後から、利用の予約が可能となります。

毎月20日までに翌月分の利用予約をしてください。
 （急な利用の場合は、施設に直接ご相談ください。）



※はじめて利用する施設では、必ず初回面談を実施する必要があります。

利用料のお支払い

利用後は、施設に利用料をお支払いください。

なお、利用料の支払い方法は、利用施設に確認してください。

※キャンセルする場合は、キャンセルポリシーをご確認のうえ、必ず事前に施設に電話で連絡してください。

実施施設

施設名	住所・TEL	実施曜日	実施時間帯	受け入れ年齢
神崎保育園	神河町中村 33 0790-32-0284	火・水・木曜日	8:30～11:30	生後6カ月～ 3歳の誕生日 の年度末まで
寺前保育所	神河町寺前 396 0790-34-1538	月・木・金曜日		
神崎幼稚園	神河町粟賀町 611 0790-32-1790	月・火・水曜日	8:00～11:00	2歳児
寺前幼稚園	神河町寺前 192 0790-34-0724	木・金曜日	13:30～16:00	
きらきら館	神河町中村 29 0790-32-2410	火～日曜日	9:00～11:00 13:00～16:00	生後6カ月～ 3歳の誕生日 の年度末まで